

※税制改正により、国税関係手続の簡素化が図られ、平成31年4月1日以後の確定申告書等の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりました。

ただし、確定申告書等には、源泉徴収票等の内容の記載が必要であり、また、下川町や名寄税務署等で確定申告書を作成支援する場合には、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

### 【医療費控除】

令和4年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合、次の計算式によって計算した金額を所得額から控除することができます。

なお、医療費控除を受けるには、医療機関等ごとの支払額等を集計する「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

明細書は、税務住民課 税務・収納グループ窓口

で配付しているほか、国税庁ホームページから様式をダウンロードして使用することや、「確定申告書等作成コーナー」で「医療費控除の明細書」を作成し、申告することができます。

医療費控除は、領収書の提出では受けられません

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です。）

## 医療費控除額 (最高 200 万円)

＝

- 令和4年中に支払った医療費
- － 保険金等で補てんされる額
- － 10万円又は所得金額の5% (どちらか少ない額)



### 税のお知らせ

還付金詐欺（振り込め詐欺）に注意

市町村職員等を装った「還付金詐欺（振り込め詐欺）」にご注意ください

市町村の職員を装うなどし、「介護保険料を還付（返金）する」、「税金を還付（返金）する」などと話を持ちかけ、現金自動預け払い機（ATM）まで誘導・操作させ、現金を振り込ませる「還付金詐欺（振り込め詐欺）」による被害が、近隣市町村で発生しています。

下川町では、

■ 還付金の手続きは、金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作で行うことはありません。

■ 町税等の納付のために金融機関の口座を指定して振込みを求めるときはありませぬ。

■ 電話で口座番号等の個人情報を知ることがありません。

このため、ご案内のような電話が掛かってきたときは、詐欺を疑い、すぐに電話を切ってください。

ご不審な点があるときは、お手数ですが税務住民課税務・収納グループ又は名寄警察署までお問い合わせください。

■ お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎ 4-2511内線114

☆ 4-251103

名寄警察署

☎ 01654-210110

